

福山リサイクル発電株式会社所有地  
（建物・設備付き）の解体条件付き  
譲渡事業  
工事条件書

令和 6 年 10 月

福山リサイクル発電株式会社

## 目 次

### 第1章 総則

1 工事概要 .....	1
2 一般的事項 .....	2

### 第2章 工事内容

1 工事範囲 .....	5
2 その他特記事項 .....	5

#### 【別紙】

- 別紙1 全体配置図
- 別紙2 工事車両の搬出入経路
- 別紙3 解体・撤去範囲
- 別紙4 アスベストの事前調査結果
- 別紙5 施設内の残留物

#### 【配布資料※希望者のみ CD 配布】

- 配布資料1 機器設備図
- 配布資料2 土木建築設備図

## 第1章 総則

本条件書は、福山リサイクル発電株式会社（以下、「弊社」という。）が計画する「福山リサイクル発電株式会社所有地（建物・設備付き）の解体条件付き譲渡事業」（以下、「本事業」という。）における福山リサイクル発電所解体工事（以下、「本工事」という。）の条件を示すものである。

なお、企業グループによる解体工事については、本条件書を参考に実施すること。

### 1 工事概要

#### (1) 一般概要

本工事は、弊社が所有する福山リサイクル発電所（以下、「本施設」という。）について、弊社が指定する範囲の解体・撤去を行うものである。

本工事の実施に当たっては、ダイオキシン類やアスベスト等の除染が必要となることから、関係法令を遵守し、工事作業者の安全と健康を確保するとともに、周辺地域に対する安全にも十分確保して行うものとする。

#### (2) 工事場所

福山市箕沖町 107 番 8、107 番 34

※全体配置図は【添付資料 2\_別紙 1】を参照。

#### (3) 施設概要

本施設の概要は下表に示すとおりである。

※施設に関する図面を希望する者は、CD により配布する。

配布資料 1 機器設備図

配布資料 2 土木建築設備図

表 本施設の概要

処理能力	314 t-RDF/日×1 炉
処理方式	シャフト炉式高温ガス化直接熔融炉
竣工年月	2004 年（平成 16 年）4 月 ※2024 年（令和 6 年）3 月に発電事業終了
敷地面積（実測）	25,650.12 m <sup>2</sup>
建築面積	2,106 m <sup>2</sup>
延床面積	3,055 m <sup>2</sup>

#### (4) 工事期間

2024年（令和6年）12月～2026年（令和8年）12月を想定。

※契約締結後2年以内に完了。

## 2 一般的事項

### (1) 適用範囲

本条件書は、本工事で指定する解体・撤去範囲や基本的内容について定めるものであり、これを上回って設計、施工することを妨げるものではない。

また、本条件書で記載する数量等は参考数量を示しており、施工上又は性質上、当然必要と思われるものについては、全て受注者の責任において補足・完備させなければならない。

### (2) 疑義

本工事施工中に不備や疑義が生じた場合は、弊社と協議を行い、その結果を踏まえ工事を行うものとする。

### (3) 変更

本条件書に示す数量、事前調査結果等が現地と異なる場合は、現地のを優先する。その場合、原則として譲渡金額等の変更は行わないが、目視できず、かつ予見できない相違が生じた場合等は、合理的な範囲内で譲渡金額等の変更の対象とする。

### (4) 許認可申請等

労働基準監督署への解体工事手続き、官公庁・電力会社等関係機関への許認可申請、その他報告、届出等の必要がある場合には、その手続きは受注者の経費負担により行うものとする。

なお、本工事場所は廃止後の安定型処分場跡地であることから、掘削や盛土など土地の形質を変更する際には、廃棄物処理法に基づく届出や土壤汚染対策法に基づく届出も必要となる場合があるため、事前に福山市（環境部）に確認すること。

### (5) 規制基準

本工事では、関係法令に基づき、公害防止基準や環境基準を遵守すること。

なお、騒音・振動における規制基準等に関しては平成10年福山市告示第72号及び平

成 10 年福山市告示第 73 号を参照すること。

#### (6) 周辺環境対策

本工事に伴って生じる排気、汚水等による環境汚染を防止すること。

なお、本工事場所は廃止後の安定型処分場跡地であることから、最終覆土の厚さが 50cm を下回る掘削行為を行う場合、発生した土砂等の場外処理を行い、購入土等により埋め戻しを行うこと。

#### (7) 労働災害防止及び安全対策体制

本工事では、ダイオキシン類やアスベスト等の除去工事が含まれていることから、工事中の危険防止対策を十分に行い、労働災害のないように努めること。また、作業員の安全教育を徹底するとともに、工事現場には関係者以外の立入りを禁止する等の安全対策体制を確保すること。

#### (8) 秘密の保持

受注者は、業務上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。

#### (9) 工事施工

##### ア 工程会議の実施

本工事では、月 1 回～ 2 回程度、工事の進捗状況、課題や対応策等の確認を行う工程会議を実施すること。

なお、工程会議には任意のタイミングで弊社も参加するものとする。

##### イ インフラ設備の準備

本工事に必要となる電源、水道、ガス等のインフラ設備は、全て受注者の負担で準備すること。

##### ウ 工事完了検査の実施

本工事では、ダイオキシン類やアスベスト等の除去工事完了後や、指定範囲の解体・撤去完了後等のタイミングで工事完了検査を行う。工事完了検査では、弊社の立会を受けるものとし、仮に手直し、補修等が発生した場合は、指定する期日までに遅滞なく是正する。

## エ 復旧

本工事内で万が一他の設備や既存設備等の損傷、周辺環境の汚染等が生じた場合は受注者の負担で速やかに復旧する。

## オ 工事車両の走行

工事車両は制限速度を遵守し、安全運転に努めるとともに、一般車両の通行に支障がないよう留意する。また、必要に応じて交通誘導員を配置する。

なお、本工事では、工事車両の搬出入経路として南東側（海側）の門扉の利用を基本とする。ただし、2025年度（令和7年度）中は、箕沖17号線の一部（福山ローズエネルギーセンターの南側道路）が通行止めとなる可能性があることから、北西側（陸側）の門扉を利用すること。

※工事車両の搬出入経路は【添付資料2\_別紙2】を参照。

## カ 近隣企業への説明

弊社が実施する近隣企業への説明に際し、必要に応じて資料作成及び内容の説明を行うこと。

## 第2章 工事仕様

### 1 工事対象範囲

本工事の対象範囲は、弊社が指定する解体・撤去範囲におけるプラント設備の上物部分からコンクリート床面の機械基礎までとし、敷地内の植栽や道路、その他構造物（フェンス、側溝、門扉、地下杭等）は対象外とする。

ただし、工事中に受注者が今後の土地利用で必要とする設備等が見られた場合は、弊社と協議の上、弊社が認めた場合に工事対象範囲外とすることがある。

※弊社が指定する解体・撤去範囲は【添付資料2\_別紙3】を参照。

### 2 その他特記事項

#### (1) アスベストの事前調査結果

本工事の実施に当たっては、弊社のアスベストの事前調査結果を参考とするが、必要に応じて受注者で追加調査を行うこと。

※弊社のアスベストの事前調査結果は【添付資料2\_別紙4】を参照。

#### (2) 施設内の残留物

弊社で処理が困難となる施設内の残留物や各設備・装置内の残留物（残留灰・滞留水・油等）は受注者で適切に処理を行うものとする。

※施設内の残留物は【添付資料2\_別紙5】に示す。